

# 雇用保険 —こんなときどうするの？(雇用保険の手続き)—

## 従業員を採用したとき

[雇用保険被保険者連絡票 取得](#)を事業団へ FAX

- \* 雇用保険被保険者証の番号がわからない時は履歴書職歴欄を添付
- \* 資格取得日(入社日)が6ヶ月以前の場合は賃金台帳と出勤簿を添付
- \* 雇用保険の対象とならない従業員を採用した場合は届出の必要はありません。
- \* 個人番号の登録が必要になります。

## 被保険者の氏名が変わったとき

[雇用保険被保険者連絡票 喪失等](#)を事業団へ連絡

## 被保険者の住所が変わったとき

被保険者の住所の登録はないので届出の必要はありません。

## 雇用保険被保険者証を紛失したとき (再交付が必要なとき)

事業団へ連絡

## 被保険者が育児休業をするとき

「育児休業給付」※1 支給の可能性があるので事業団へ連絡

## 被保険者が60歳になるとき

「高年齢雇用継続給付」※2 支給の可能性があるので事業団へ連絡

## 被保険者が退職するとき(離職票が不要な場合)

[雇用保険被保険者連絡票 喪失等](#)を事業団へ連絡

## 被保険者が退職するとき(離職票が必要な場合)

[雇用保険被保険者離職票請求書 喪失等](#)を事業団へ連絡

\* 退職願、解雇予告書等を添付

### ※1 育児休業給付

育児休業を開始した日(出産日から起算して58日目)の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12か月以上ある被保険者に、子が1歳(最長で1歳6か月又は2歳の場合あり)に達する日の前日(誕生日の前々日)までの間、休業開始時賃金月額(180日目までは67%)が支給されます。

### ※2 高年齢雇用継続給付

5年以上の被保険者期間のある60歳以上65歳未満の被保険者の賃金が60歳到達時の賃金の75%未満に低下した場合に、実際に支払われた賃金の最大で15%が65歳に達する月まで支給されます。